歴史資料としての日蓮聖人遺文について

――『南条殿御返事』中の「をゝはしの太郎」譚の検討――

小西日遶

はじめに

日蓮聖人は数多くの著述を残されたが、それらの多くが「御遺文」（以下「遺文」と略称する）と称されて今日まで伝えられている。

遺文には『観心本尊抄』『開目抄』といった日蓮聖人独発の教義について書かれたものや、信者方に送られた書簡などがある。そして特徴的なことは書簡の中にも法華経信仰に関わる教義的な文章表現が見られることであり、さらに聖人が文章を成すに際して記述の中に、当時知られていた故事・説話・古典文献・字書などからの引用文の多いことである。(1)

このことから遺文は、活動した時代を特定出来る知識人が書き残した記録として、引用文も含めて貴重な存在であるとされ、最近では遺文を歴史史料として用いることで新しい研究が行なわれている。

今日までの遺文研究の成果は、例えば『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』(2)などに取り入れられて研究者を裨益しているが、公表された研究成果が反映されないなど不十分な面も存在しているようである。(3)

本稿では、年時不載後三月二十四日付『南条殿御返事』中の大橋太郎伝説の出典について検討してみたい。

この『南条殿御返事』は、『昭和定本日蓮聖人遺文』第二巻一一七〇頁所載の二一五号遺文であるが、富士大石寺蔵の宗祖真蹟である[4]。

内容は、信者の南条時光から帷一領、塩一駄、油五升を送られたことへの返書で、衣、塩、油の功能を記した後に、これは時光の父の故南条七郎の法華経信仰の深いことの現れであるとして、その後に筑紫の大橋太郎父子の話が詳しく記されたものである。

一　大橋太郎譚について

『南条殿御返事』に記された大橋太郎の話とは、

筑紫に大橋太郎という大名が居た。源頼朝公の勘気を蒙って鎌倉由比浜の土牢に十二年間捕えられていた。大橋太郎が鎌倉に送られる時に妻に申したことは、弓矢で大将に仕える身であるから主人から勘気を受けることは歎きではない。しかし家族と別れることは辛い。それ以上に子供の無いことが歎きであったが、懐妊したと聞いたので、子供の将来を見届けられないことが口惜しく、その子が成長した時に父親が居ないという歎きを与えることをどうにも出来ない、ということだった。

やがて男子が誕生し、七才で勉学のために山寺に行かせたところ、仲間の子供達から親無しと笑われたので、母に父のことを尋ねた。母は泣いていたが、子がなぜ父親のことを隠すのかと責めたので父の話をした。子が父の形見はあるのかと言うので、大橋家の先祖の日記と子に充てた父自筆の書状を出した。子は泣くばかりであっ

たが、母がお前を山寺に登らせたのは父親への孝養のためで、仏に花を供え経の一巻でも読むようにと申したので、子は寺にもどって以後家にも帰らず、昼夜に法華経を読誦したので、法華経一部を暗誦出来るようになった。十二才の時、有髪のままで筑紫を出て鎌倉に至り八幡宮に詣でて申すことは、八幡神は応神天皇として現れたが本地は霊山で法華経を説いた教主釈尊で、衆生を救うために神として現われた。自分の願は父の生死を知ることであり、この願を聞いてほしいと、戌の時（午後八時）から寅の時（午前四時）まで法華経を読み続けた。幼い読経の声が宝殿に響きわたったので、参詣の人々も帰ることを忘れて集まった。丁度頼朝公の奥方が参詣していて読経の声が尊く聞えたので経が終るまで居られたが、名残り惜しくて子供の後をつけさせた。頼朝公に話したところ、公は子供を召し出して持仏堂で読経させたが、翌日も経を読ませていたところ館の西の門で人が騒いでおり、今日は囚人の首が切られるとのことであった。子供はそれを聞いて自分のことと思い合せて涙を流したので、頼朝公は怪しんで事情を聞いたところ子供はこれまでの事情をすべて話した。公は梶原景時に大橋太郎という囚人を召し出すように命じたが、既に刑場に送られたとのことであった。景時が刑場に走り命令を叫んだところ、丁度役人が刀を抜いたところで大橋太郎の命は救われたのであった。そして頼朝公は子に種々の布施を与え、大橋太郎の命を助けるのみならず、もとの領地をも安堵したのである。

という孝子が父親の命を救った物語である。

さて大橋太郎の話は、このように具体的な記述をされているが、鎌倉幕府の歴史を記した『吾妻鏡』には大橋太郎の名は見えず、後掲の『大橋家伝』に見える「文治二年三月四日」の条を見ても大橋太郎とは無関係な記事が記されているのみである。

それでは大橋太郎譚が宗祖の創作でなければ、宗祖はどのような資料から大橋太郎の話を引用されたのであろ

うか。

二　大橋太郎譚についての註釈書

『南条殿御返事』について『日蓮聖人遺文辞典　歴史篇』では、

異称『大橋書』『大橋太郎書』『南条大橋太郎抄』。系年「後三月二十四日」とあるので建治二年（一二七六）。（中略）真蹟全二二紙。真蹟の丁付は一七が重複していて以下二一にいたる。第二〇紙に当る一紙が闕失、他はすべて富士大石寺蔵。（中略）充所は「南条殿」＝時光。時光が帷一・塩一駄・油五升を送り届けたのに対する書状。はじめに帷・塩・油の功能を述べ、この供養は、故南条七郎の法華経信奉の深きことのあらわれるかとし、（中略）次いで、筑紫の大橋太郎親子の話を詳しく記している。（中略）この大橋太郎の子の孝養譚はかなり著名な話であるが、これを記録したもので最も古いのは、現在のところこの書状である。

とある。さらに同辞典「大橋太郎」の項を見ると、

九州の武士、御家人と思われる。（中略）日蓮は中国の孝子譚をしばしば引用したが、日本のそれはこの話が唯一の引用。日蓮以前にこの孝子譚が文章化され書承された事例はまだみられない。おそらく、日蓮の当時、鎌倉ではこの話が口承されていて、それを日蓮が書状に記したと考えられる。

とある。

前掲辞典以前の遺文解説書である『日蓮聖人遺文全集講義』[5]『日蓮聖人御遺文講義』[6]などは、『本化聖典大辞林』[7]を参照して、大橋太郎は平通貞であるとしている。この『本化聖典大辞林』は、日達（一六七四～一七四

七）述の『鷹峰群譚』[8]を引いて解説するものの実は禅智院日好の『録内拾遺』を参照した説明である。

『録内拾遺』の「南条殿御返書（示名大橋太郎書）」には、[9]

当書大橋太郎事跡古来不レ知二本説一近年大野陰居一妙院日堯上人偶到二南紀一於二彼地一対二鯰江氏正休医生一其人本姓大橋即持二家譜并大橋記五十巻一其中今書事跡具有レ之全同也　正休慇語二日堯一日堯筆二記之一　予見二其筆記一略示レ茲而已

とあって、一妙院日堯師が南紀州で医生の鯰江正休に出会った。正休は本姓大橋氏で家譜并大橋記五十巻を所持していた。その中に大橋父子の話があり、日堯師はそれを筆写したという。さらに『録内拾遺』の編者の日好師が『東鑑』『源平盛衰記』『平家物語』『保元記』『大系図』などを参考に本遺文の解説を著したというのである。その家系は

元祖平秀房桓武第十二後葉号二進三良太夫一、第二世家貞能検非違使従五位下左兵衛督筑後刺史　第三世貞能検非違使肥後守　第四世通貞号二大橋太郎左兵衛門尉一母尾張国原太夫高春娘也　私云東鑑十七云尾張国住人原太夫高春者上総介広常甥又薩摩守忠度外舅已上、第五世貞経童名一妙麻呂母肥後鍋谷之庄司娘也

とあって、貞経について

文治二年丙午貞経在レ胎及二七月一時父通貞爲二頼朝一被レ執至二建久八年丁巳一歴二十二年一在二鎌倉松葉谷土獄一貞経十二歳従二肥後国一至二鎌倉一於二八幡宮一誦二法華一逢二頼朝父子一幸免賜二本領尾張国中嶋海辺一郡一建保七年改元承久七月兵庫頭頼茂有二違勅罪一自殺　貞経爲二頼茂親族一刑及二斬殺一至二三条川原一時震雷鬼神放レ光護レ之官人驚奏レ宥蒙レ許帰二故郷愛知郡中根邑一造二精舎一号二法華寺一常以二法華読誦一爲レ業　正嘉元年丁巳六月十一日逝七十二歳法名号二本蓮寺一

とある。これによれば、大橋太郎の子の貞経は、母の胎内に居て七ケ月の時、父は頼朝の爲に鎌倉松葉谷の土牢に捕われ、以後十二年間幽閉された。貞経は十二才になって肥後国から鎌倉に出て鶴岡八幡宮で法華経を読誦していたところ頼朝に逢い、父通貞も許されて尾張国中嶋海辺一郡を賜った。その後承久元年七月に至り親族の兵庫頭頼茂が違勅罪によって自殺したことから貞経も斬殺の刑を受けることになり刑場の三条川原に至ったところ、激しい雷が起り役人も驚いて貞経の許を乞い、故郷の中根邑に帰ることが出来た。そして法華寺を建立して法華経を読誦することを業として正嘉元年（一二五七）六月十一日七十二才で死去、本蓮寺と称す、とある。すなわち貞経の父の大橋太郎通貞は刑死寸前で罪を許されたが、子の貞経も同様に刑死の寸前で救われたのである。

このように『録内拾遺』には年時も入った詳しい記事が見られるが、前記の『日蓮聖人遺文辞典』には記述されてはいない。

このように現在我々が参照出来る註釈書はいずれも『録内拾遺』を参照していると思われる。

三　南条殿御返事と大橋家伝との比較

さて『録内拾遺』に記された「大橋家譜并大橋記」という文献は存在するのであろうか。

『日蓮聖人御遺文辞典』には、「日蓮の当時、鎌倉ではこの話が口承されていて、それを日蓮が書状に記したと考えられる」とあるが、聖人が自ら記された書状に引用されていることから、大橋太郎の話は単に伝承されていた昔話を書かれたとは思われず、人々の目に見える記録として伝来したものが存在していた可能性が高いと考えられる。

「大橋」という姓をよりどころに『国書総目録』で検索すると、『大橋家伝並系図』[10]と呼ばれる写本が東京大学史料編纂所に所蔵されていることが知られた。そこで同写本を閲覧したところ、この写本は『肥後古記集覧』全十九冊中第五冊に「隈府一日一萬句連歌」「木山紹宅赤井城記」「加来氏家傳」と共に収載されているのである。

『肥後古記集覧』は、大石真磨によって文政四～五年（一八二一～二）に編纂されたもので、肥後細川領に関する軍記・系図・地誌などを書写編集したもので全三十五巻の資料集である。[11]

史料編纂所蔵『大橋系図并傳平姓』の末尾には、

右、大橋家傳出二于錦嚢一移レ文　今村井武あき騰写而傳レ予也　予列二于帖中一而備二于後日遺忘一畢

于時文政四年十二月八日　真磨

とあって、文政四年（一八二一）十二月八日に大石真磨が村井武あきが騰写した本資料を後日の為に編纂した旨が記されている。

この『大橋家伝並系図』（以下『家伝』と略称する）の家伝の部分に大橋太郎のことが記されているので、その部分と『南条殿御返事』の大橋太郎譚の部分を長文ではあるが、以下に併記して比較してみたい。[12]

（一）

（南条殿御返事）

つくし（筑紫）にを、はしの太郎と申しける大名ありけり。大將どのの御かんきをかほりて、かまくらゆひのはま、つちのろう（土牢）にこめられて十二年。めしはじめられしとき、つくし（筑紫）をうちいでしに、ごぜん（御前）にむかひて申せしは、ゆみや（弓箭）とるみ（身）となりて、きみの御かんきをかほらんこ

とはなげきならず。又ごぜんにをさな（幼）くよりなれ（馴）しかば、いまはなれん事いうばかりなし。これはさてをきぬ。なんし（男子）にても、によし（女子）にても、一人なき事なげきなり。ただしくわいにん（懐妊）のよしかたらせ給。をうなご（女子）にてやあらんずらん。をのこご（男子）にてや候はんずらん。ゆくへをみざらん事くちをし。又かれが人となりて、ちゝ（父）というものもなからんなげき、いかがせんとをもへども力及ばず、とていでにき。かくて月ひ（日）すぐれ、ことゆへなく生にき。をのこごにてありけり。

（大橋家伝）

大橋家伝云。文治年中に肥後国大橋と云所に（山本郡山城村ニ城跡有于今、）大橋左衛門尉貞経といふ人有、先祖は桓武天皇の皇子葛原親王より十二代の後胤、筑後守家貞の孫にして、肥後守貞能の子なり、はじめて肥後国の代官と成て下向シ、此所に住しより大橋とそ名乗ける、貞能か代ニ平家没落せしかハ、貞能は舅尾張国住人原平太夫高春か方にかくれ居て、後には刺（剃）髪染衣の姿となり終所しれさりけり○世しつまりて後、本領の内三拾余ケ所を賜り、御家人の列にくはへ給ふ、貞経か妻ハ肥後国住人鍋屋庄司かむすめニて美女のきこへ有しかハ、十三の歳むかへとり、年頃相馴しかとも子一人もなかりしかは、夫婦ともに是を悲ミ、阿蘇山の観世音にまうてゝいのりけるに、程なくたゝならぬ身となりけれは、貞経か悦ひ斜ならすとそきこへける、かゝる所にいかなる者の讒言にや、貞経謀反の企ありと訴へけれは、源頼朝御憤り浅からす、文治二年三月四日、梶原平蔵景時を討手として指下し、大橋ノ城を責させられけるに、もとより無実成けれハ何の用意もなし、しハしは防きたゝかひけれ共やミ〳〵とせめ落されて、貞経は終にからめとられけり、景時生捕を引具して鎌倉（○貞能か子貞経ハ、貞能上洛の砌、鎌倉殿ニ降参しけれハ）

に趣(赴)きかくと申上しかは、頼朝仰ける様は、今首を刎(本ノマヽ)むつれとも思ふ子細有れハとて、梶原土屋に仰せて松葉ケ谷の土の牢ニ入られける。貞経が領地をは梶原に給りける、貞経か妻は乳母かゆかり有て薩广国に落行、うき年月をおくりけるに、月重りて男子を(本ノマヽ)まをけり、

（二）

（南条殿御返事）

七歳のとしやまでら（山寺）にのぼせてありければ、ともだちなりけるちごども（兒共）、をやなしとわらひけり。いへ（家）にかへりては、（母）にちゝをたづねけり。はゝのぶるかたなくしてなく（泣）より外のことなし。此ちご申(ス)。天なくしては雨ふらず、地なくしてはくさをいず。たとい母ありとも、ちゝなくばひと（人）となるべからず。いかに父のありどころをばかくし給(フ)ぞとせめしかば、母せめられて云(フ)、わちご（和兒）をさなければ申(サ)ぬなり。ありやうはかうなり。此のちごなくなく申やう、さてちゝのかたみはなきかと申せしかば、これありとて、をゝはし（大橋）のせんぞの日記、ならびにはら（腹）の内なる子にゆづれる自筆の狀なり。いよ〳〵をやこひしくて、なくより外の事なし。さていかがせんといゐしかば、これより郎従あまたともせしかども、御かんきをかほりければみなちりうせぬ。そののちはいきてや、又しにてや、をとづるる人なし、とかたりければ、ふしころびなきて、いさむるをもちゐざりけり。

（大橋家伝）

摩仁王丸と名つけ、すでに七才ニなりけれは、同国大御堂と云寺につかはし手習学問させけるに、ともなる

児共摩仁王丸をゆひさして父なしとぞ呼にける、摩仁王丸おさなこゝろにおもひけるハ、けにも人には父あり母あり、などわれハ母はかりありて父とてハなきやらんとふしきにおもひ、やかて立帰り母に逢て尋しかハ、母は問につらさの増りなから、かくすへき事ならねは、過こしかたの有ましを懇にかたりつゝ、貞経か書持大橋の家系并文とも取出して見せけれハ、若は只今有つることのやうにふしまろひてぞなきけるが、

（三）

（南条殿御返事）

はゝいわく、をのれをやまでら（山寺）にのぼする事は、をやのけうやうのためなり。佛に花をもまいらせよ。經をも一卷よみて孝養とすべしと申せしかば、いそぎ寺にのぼりていえへかへる心なし。晝夜に法華經をよみしかば、よみわたりけるのみならず、そらにをぼへてありけり。さて十二のとし、出家をせずしてかみ（髪）をつゝみ、とかくしてつくしをにげいでて、かまくらと申ところへたづねいりぬ。八幡の御前にまいりてふしをがみ申けるは、八幡大菩薩は日本第十六の王、本地は靈山淨土、法華經をとかせ給し教主釋尊なり。衆生のねがいをみ（滿）て給がために神とあらわれさせ給。今わがねがいみてさせ給。をやは生て候か、しにて候かと申て、いぬ（戌）の時より法華經をはじめて、とら（寅）の時までによみければ、なにとなくをさなきこへ（聲）ほうでん（寶殿）にひびきわたり、こゝろすご（凄）かりければ、まいりてありける人々も、かへらん事をわすれにき。皆人いち（市）のやうにあつまりてみければ、をさなき人にて法師ともをぼえず、をうなにてもなかりけり。

（大橋家伝）

何とかおもひけん、いそき山寺に立帰り、家へもゆかす法華経をよみしかは、一部始終をそらんしけり、た、いのる事とては父を一度相見たきと、現世安穏後世善所と計かきくときてぞねかひける、十二ニなれる比、余りに父の恋しさに尋ね見はやと思ひ立、母かもとへ立帰り、哀れねかはくハ某ニ三年の暇をたひ給へ、鎌倉に下りつ、恋しき父に参り合御供申下らんといふ、母ハ大きに驚きて、それこそ叶うましき事なれ、一日、二日の旅路ならぬに、たれをたよりに尋ぬへき、たとへ尋ね行たりともあはん事は不定也、其上大橋某か子としれハ忽ち命を失ふへし、みつから金吾殿にわかれし後、渕にも身をしつめんとおもひしかと、若殿に心を慰てかいなき命なからへて有しに、思ひよらさる事ともや、叶うましとありけれハ、广仁王丸また押返して、仰には侍れ共父の御行衛を尋るも母の御おもひをやめんか為に候ぞや、其上仏も孝行ハ万の功徳にまさるとやらん、経にもとかせ給ふなれ、年こそおさなく候とも、死生もいまた定らぬ父を尋奉らすハ、神明仏陀もにくしとおほしたるへし、まけて暇をたひ給へとかきくときて云けれは、とむるとも叶ましき躰を見て、其儀ならは心にまかせよと許けるに、广仁王丸大に悦て僧の形に出立、中将と名をあらため、乳母子の松若と云もの一人を召具して鎌倉に下り着、鶴ケ岡八幡の宝殿に詣てつ、心中の祈願を相のへ、戌ノ時より申の終りまて法華経をぞよミにける。其声宝殿にひびき渡りてよに殊勝にそ聞えける、参詣の輩は皆感涙を流しけり、

（四）

（南条殿御返事）

おりしもきやう（京）のにゐ（二位）どの御さんけいありけり。人めをしのばせ給てまいり給たりけれども、御經のたうとき事つねにもすぐれたりければ、はつるまで御聽聞ありけり。さてかへらせ給てをはしけるが、あまりなごりのをしさに、人をつけてをきて、大將殿へかゝる事ありと申せ給ければ、めして持佛堂にして御經よませまいらせ給けり。

（大橋家伝）

此時頼朝の御台所ひそかに参詣まし〳〵て内陣におはせしか、あまりに殊勝に思しけれハ、彼の児を召出し御心見に法華経の功徳を問せ給ふに、其答へ明かなりけれハ、御帰館の後頼朝公にかくと語らせ給へハ、頼朝公も不思儀に思召、やかて御所に召出され、法華経の内にて御不審の条々を問せ給ふに、悉く即座に訓訳したりける、頼朝公大御感有て、抑此児ハ文殊菩薩の再来にや、知恵と云、容兒（貌）と云、類すくなく覚へたり、

（五）

（南条殿御返事）

さて次日又御聽聞ありければ、西のみかど（御門）人さわぎけり。いかなる事ぞとききしかば、今日はめしうどのくびきらるゝとの、しりけり。あわれ、わがをやはいままで有べしとはをもわねども、さすが人のくびをきらるゝと申せば、我身のなげきとをもひてなみだぐみたりけり。大將殿あやしとごらんじて、わちご（和兒）はいかなるものぞ、ありのまゝに申せとありしかば、上くだんの事一々に申けり。をさふらひにありける大名小名、みす（翠簾）の内、みなそでをしぼりけり。大將殿かぢわら（梶原）をめしてをほせあり

けるは、大はしの太郎というめしうどまいらせよとありしかば、只今くびきらんとて、ゆい（由比）のはまへつかわし候ぬ。いまはきりてや候らんと申せしかば、このちご御まへなりけれども、ふしころびなきにけり。をゝせのありけるは、かぢわらわれとはしりて、いまだ切ずばぐ（具）してまいれとありしかば、いそぎ〳〵ゆいのはまへはせゆく。いまだいたらぬによばわりければ、すでに頸切とて、刀をぬきたりけるときなりけり。さてかぢわらをゝはしの太郎を、なわつけながらぐ（具）しまいりて、をゝには（大庭）にひきすへたりければ、大將殿このちごにとらせよとありしかば、ちごはしりをりて、なわをときけり。大はしの太郎はわが子ともしらず、いかなる事ゆへにたすかるともしらざりけり。さて大將殿又めして、このちごにやう〳〵の御ふせたび（給）て、をゝはしの太郎をたぶ（給）のみならず、本領をも安堵ありけり。大將殿をほせありけるは、法華經の御事は、昔よりさる事とはききつたへたれども、丸は身にあたりて二のゆへあり。一には故親父の御くびを、大上（政）入道に切てあさましともいうばかりなかりしに、いかなる神佛にか申べきとをもいしに、走湯山の妙法尼より法華經をよみつたへ、千部と申せし時、たかを（高雄）のもんがく房、をやのくびをもて來てみせたりし上、かたきを打のみならず、日本國の武士の大將給てあり。これひとへに法華經の御利生なり。二にはこのちごがをやをたすけぬる事不思議なり。大橋の太郎というやつは、頼朝きくわいなりとをもう。たとい勅宣なりともかへ（返）し申て、くびをきりてん。あまりのにくさにこそ、十二年まで土のろうには入てありつるに、かゝる不思議あり。されば法華經申事はありがたき事なり。頼朝は武士の大將にて、多のつみつもりてあれども、法華經を信まいらせて候へば、さりともとこそをもへとなみだぐみ給けり。

（大橋家伝）

いかなる者の子なるそや、何にても望あらは叶へしと云けれハ、我身別てのそミとても候ハす、只一ツの願い候と申も教（本ノマヽ）てきゝ居たり、頼朝あやしく思召、何様此児はふかく物をおもひ入たるけしきなり、何事の望そや、頼朝か身ニ及ふ事ならハ八幡も御照覧あれ、叶ふへしとありけれは、児は涙をおしとゝめなく〳〵申けるハ、某父は筑紫肥後国にて大橋左衛門貞経と申者ニて候、貞経を召下されし時、某はいまた胎内に居候へハ父が姿を見す候得とも、余りなつかしく是まて尋ね参りたり、もしなからへて候ハヽ一度御あわせたひ給へと、ふしまろひてぞ涙居たる、頼朝此由聞召、扨は貞経か子にて有けるよな、大橋ハ重罪の者なりといへとも君子二言なしとて、左エ門を召出し摩仁王丸に賜り、貞経叛逆の者なれハ十二年土牢ニいれ置しに、かゝる不思儀の事に依て命を助たり、法華経の功徳言ニのへ難けれは、一ツは妙典に対し奉り、壱ツハ児か孝行を感して所領をあたへんとて、左エ門親子に肥後国半国を賜り、御いとま給りけれハ、若は大きによろこひ父と共に国に下り、母に逢行末なかく栄へたり、大橋左エ門通貞といひけるは、此摩仁王丸の事なりけり、

右、大橋家伝出于錦嚢移文、今村井武あき謄写而伝予也、予列于帖中而備于後日遺忘畢、

于時文政四年十二月八日　真磨

（大橋系図）

桓武天皇――葛原親王（一品式部卿）――高見王（無位無官）――高望（上総介、従五位下始賜平姓）

国香（始良望鎮守将軍 陸奥守）
貞盛（従三位、陸奥守 鎮守府将軍）
維衡（帯刀上総介 権少将、従四位）
正度（武蔵守、越後守 少納言、正五位下）
貞季（常陸大掾 越後前司）
範季（左衛門）
秀房（式部太輔）
家貞（筑後 肥後守）
貞能（肥後守）
貞経（大橋左エ門 太郎左エ門尉）
通貞（幼名一妙丸、一本ノ仁王丸、中将大橋左エ門尉）
貞一（同太郎左エ門 後改政重）
貞憲（同民部太輔 或号二階堂）
貞晟（修理太夫、嘉禎三年 流豆州加茂初島）
貞康（同太郎左エ門、領三州額田）
貞清（太郎左エ門、弘安八年 十一月十七日卒）
貞高（太郎左エ門、元徳 年中人也）
貞省（仕大塔宮護良親王、三河守、法名武蔵坊、元中元年於尾張卒）
貞元（修理太夫 住常州）
定庫（長門守）
定條（長門守、享禄二年 七月十一日卒）
定□（大橋善次郎、安芸守、仕江州佐々木家）

今全体を五分割して両書の内容を比較してみたい。

（一）は、九州に大橋太郎（『家伝』では大橋貞経）という武将が居たが、源頼朝公の勘気によって捕えられ鎌倉の牢に入れられた。その後太郎の妻が男子を出産した。この部分では『遺文』で大橋太郎、『家伝』で大橋左衛門尉貞経とあるが、『家伝』の巻頭に載せられた「大橋家系図」の「貞経」の注記には「大橋左エ門、太郎左エ門尉」とあるので、貞経が太郎と呼ばれていたことが知られる。また捕えられて入った牢が『遺文』では由比が浜、『家伝』では松葉ケ谷と異なるが、いずれも「土牢」とある。全体として『家伝』の方が年時や地名、人名が詳細に記されている。但、大橋太郎の居所が、『遺文』では筑紫、『家伝』では肥後と地名が異っている。こ

れは『遺文』は後段に蒙古襲来のことを記してあるために、九州地方の意で筑紫と表現したのではなかろうか。

尚、『家伝』では太郎を貞経、その子を通貞としていて、既述の『録内拾遺』の系譜と異なるが、本稿では『家伝』の系譜を採りたい。

（二）は、生まれた男子が七才になったので、勉学の為に山寺に登らせたところ、仲間達に父親のいないことを笑われたことから、母に父のことを尋ね、母からの話と父の遺品として先祖の記録と子に充てた書状を見せられて泣き伏したとある。ここで『家伝』に子の名前が『摩仁王丸』と見えるが、『遺文』は『家伝』よりもわかりやすく記されているようである。

（三）は、母に諭された子が山寺にもどって法華経を読誦して、法華経一部を暗誦出来るようになった。十二才の時父恋しさのために故郷を出て鎌倉に向い鶴岡八幡宮で法華経を読誦した。その声は宝殿にひびいて殊勝に聞こえたので参詣人達が帰るのも忘れて聞きほれたことであった。

ここで『遺文』は出家せず髪をつつんで出立したことに対して、『家伝』では、僧の形に出立、中将と名をあらため、乳母子の若松を召して出立という違いはあるものの、『遺文』が『家殿』と同じ内容の記述をしていることがわかる。

（四）は、子供の法華経読誦を参詣していた頼朝公の奥方が聞いて感心し、頼朝公に報告したことから公の館に召され対面したことが記されている。『遺文』は、館の持仏堂で法華経を読誦したとあり、『家伝』では、頼朝公からの法華経についての質問に即答してほめられたとあって異っているが、大意は同じである。

（五）は、『遺文』では囚人が首を切られることを聞いた子供が涙ぐんだことを頼朝公が不審に思い事情を聞いたこと、『家伝』では頼朝公が子供の殊勝なことから望みを聞いて、父親の安否をたずねていることがわかり、

頼朝公のはからいによって、父の大橋太郎（貞経）の罪が許されるとともに領地も安堵されたという。そして大橋太郎の生命を救ったのは法華経の功徳によるものであると結んでいる。

ここで『遺文』では、大橋太郎は首を切られる寸前に頼朝公の命を受けた梶原景時に救われたこと、『家伝』では、貞経は重罪の者で十二年土牢に入っていたという点で異るが、後は同意である。

以上の検討から宗祖が『家伝』をもとに『遺文』を書かれ、事実の伝承をもとに信者にわかりやすいような表現をされたのであろう。すなわち『南条殿御返事』を書かれる際に、南条時光の父親を供養するという孝養心について、大橋太郎の孝子譚を記されたものと考えられるのである。

そして『遺文』『家伝』を比較した時に、『家伝』が大橋家についての出来事を記しているのに対して、『遺文』は子供が生き別れた父親の行方を求める物語として整えられたように思える。これは宗祖が『平家物語』『源平盛衰記』といった軍記物を見ておられたとの説からすれば[13]、聖人の遺文叙述の一つの形式として書かれた例とも考えられる。

尚この遺文について浅井要麟氏は、頼朝が法華経を信仰していたので、宗祖は頼朝の行為を善意的に見ていたと解説している[14]。

四　法華経読誦による免罪と孝子観について

大橋太郎譚は、子供の法華経読誦の功徳によって、囚人であった父親の命が救われたのであるが、当時現実にこのようなことが有り得たのであろうか。

『吾妻鏡』治承五年（一一八一）七月五日条に次のような記事がある。[15]

長尾新六定景蒙厚免、是去年石橋合戦之時、討佐奈田余一義忠之間、武衛殊被処奇恠、賜于義忠父岡崎四郎義實、々々元自専慈悲者也、仍不能梟首、只爲囚人送日之處、定景令持法華経、毎日転読敢不怠、而義實称去夜有夢告、申武衛云、定景爲愚息敵之間、不加誅戮者、雖難散欝陶、爲法華持者、毎聞読誦之声、怨念漸盡、若被誅之者、還可爲義忠之冥途讎欤、欲申宥之者、仰云、爲休義實之欝陶、下賜畢、奉優法華経之条、尤同心也、早可依請者、則免許云々、

これは長尾新六定景が石橋合戦の折に佐奈田余一義忠を討ったことから捕えられ、頼朝により義忠の父の義實に預けられた。ところが義實は定景を殺さずに囚人として捕えていたが、その間定景は毎日法華経を読誦していた。そこで義實が頼朝に申したことは、定景は息子の敵なので殺さぬと満足出来ぬと思っていたが、毎日法華経読誦の声を聞くと怨念の気持も消えてしまった。今定景を殺せば息子の死後の世界での障りになってしまう。もう許してやりたいと、頼朝は定景を義實に与えたのは、父親としての怨念を晴させるためであった。法華経を読誦しているので許したいという気持は自分も同じである。思い通りにすればよいと、そして定景は放免されたのである。

この記事から、法華経読誦によって囚人の命が救われたことが知られるのである。

次に頼朝の息子の頼家が将軍の代のことであるが『吾妻鏡』に孝子の例がみえる。[16]

建仁二年（一二〇二）三月八日

御所御鞠、人数如例、此御会連日儀也、其後入御于比企判官能員之宅、庭樹花盛之間、兼啓案内之故也、爰有自京都下向舞女号微妙、盃酌之際被召出之、歌舞盡曲、金吾頻感給之、廷尉申云、此舞女依有

愁訴之旨、凌山河参向、早直可被尋聞食者、金吾令尋其旨給之處、彼女落涙数行、無左右不出詞、恩問及度々之間、申云、去建久年中、父右兵衛尉爲成、依不讒爲官人被禁獄、而以西獄囚人等爲給奥州夷、被放遣之、将軍家雑色請取下向畢、爲成在其中、母不堪愁歎卒去、其時我七歳也、無兄弟親昵、多年沈孤独之恨、漸長大之今、恋慕切之故、爲知彼存亡、始慣当道、而赴東路云々、聞之輩悉催悲涙、速遣御使於奥州、可被尋仰之由、有其沙汰、

同年三月十五日

今日御鞠、及終日、（中略）其後尼御台所入御左金吾御所、召舞女微妙、覧其芸、是依令感恋父之志給也、芸能頗抜群之間、爲尋彼父存亡、被遣使者於奥州云々、

同年八月五日

所被遣奥州之雑色男帰参、舞女父爲成已亡云々、彼女涕泣悶絶辟地云々、

同年八月十五日

入夜、舞女微妙於栄西律師禅坊遂出家、号持蓮、爲訪父夢後云々、尼御台所御哀憐之余、賜居所於深沢里辺、常可参御持仏堂砌之由、被仰含云々、

これは三月八日幕府御所の蹴鞠の日の宴会に呼ばれた舞女微妙の話が記されている。それは、微妙の父親が讒訴によって囚人とされたが、その囚人達が奥州の夷に与えられることになり旅立った。母親は愁のあまり微妙が七才の時に亡くなった。成長したので父に会いたくて今度東国に来たと。直ちに調べるように命ぜられたが、八月五日になって使が帰り微妙の父が既に死亡していることを告げた。微妙は悲しみ十五日に栄西律師のもとで出家した。御台所政子は哀れんで住居を与え、自分の持仏堂に参るように申したという。

このような出来事が、幕府の行事などを記録した『吾妻鏡』に記載され、当時の権力者が関わっていることを見ると、連日人命が奪われているような世情の中で、親子の情を思いやる気持が強かったのかと思われ、大橋父子の話も譬話ではなく実際にあったこととして伝えられていたと考えたい。

五　大橋家の存在について

現在大橋太郎家の存在を示すものは、『大橋家伝』のみであるが、この大橋家は存在したのであろうか。

後の資料であるが、江戸時代徳川幕府に仕えた武士の家系図を編纂した『寛政重修諸家譜』[17]中に大橋家系図がある。

大橋家筆頭の家系は、大橋親俊―親勝―親善―親祥―親明―親義―住則―住之という流れで、六代親義は上総・下総・相模三国で二千百二十石を領し、長崎奉行、勘定奉行も勤めたが、知人の領地の農民騒動への対応が悪く職を追われ、他家に召し預けの身となった。子供の住則に至って明和三年（一七六六）四月二十六日恩免された。この大橋系図の端書に次のように記されている。

藤原氏　支流　大橋

親義がとき、罪ありて家たゆ、庶流大橋與惣右衛門親載が今の呈譜に、はじめ平氏にしてのち藤原にあらたむ。先祖筑後守家貞肥後国山本郡大橋に居住せしにより、称号とすといふ。

このように平家貞の末裔であると記されている。従って家系上は江戸時代まで続いた家柄と考えたい。

むすび

これまで『南条殿御返事』に記された大橋太郎譚について検討を行ってきた。既述の如く、日蓮聖人は当時広く知られていた『大橋家伝』の内容をもとに信者の南条時光に対して進物への礼状の中で親孝行の話を書かれたものであろう。

『家伝』から大橋太郎の話を文治二年（一一八六）の出来事とすると、本遺文成立の建治二年（一二七六）から八十年前に起った事件であり、著されたのは聖寿五十五歳で身延在山時の述作である。

このような法華経による孝行譚は、当時の歴史を記録した『吾妻鏡』に記載されてもよいと思われるのに記載されなかったのは何故であろうか。そう考えるとこの話が真実の話ではなかったのかという疑問も出てくる。

しかし、日蓮聖人が直筆書簡に記されたということと、現在『大橋家伝』が伝来していることから、この原形となる事実が存在した可能性は高いと思われる。

現存の『大橋家伝』について信憑性に問題があるとされるが[18]、聖人に引用されたことでもとの家伝が鎌倉時代に存在したことも認められるのではないだろうか。

宗祖遺文の解説書を見る時に『録内拾遺』に大橋太郎譚が引用されていること、また元政上人『草山集[19]』中「六萬部寺縁起」に頼朝の法華経読誦の功徳と共に大橋太郎譚が記されているが、日蓮門下の人々は、法華経読誦による功徳の実例として、この話を承知していたものであろう。

現在遺文中の故事・説話を解説する中で、この孝行譚を取りあげることはあるが、実際に起った話であるか否

かについては記されていない。[20]

最近御遺文が『鎌倉遺文』に収載されたことから一般研究者の注目するところとなっている。本遺文も収載されているが、両者の間に若干の表記の違いが見られる。筆者は遺文を文献資料として研究するについては、『鎌倉遺文』をも参照すべきことと考えている。[21]

今回の『南条殿御返事』の検討についてもまだ問題となる点があるが、それらについては今後の課題としたい。

註

(1) 宗祖遺文の参考資料については既発表の拙稿で述べたことがある。拙稿「日蓮聖人遺文参考資料の一考察—日春・日法所持本を手懸りとして—」(『渡辺宝陽先生古稀記念論文集日蓮教学教団史論叢』平成十五年　平楽寺書店)

(2) 立正大学日蓮教学研究所編、昭和六十年身延山久遠寺発行

(3) 本辞典が編纂物であるため新出の成果を入れることは困難であろうが、例えば真蹟遺文『鼠入鹿事』(『定遺』二—一三六四)について拙稿で本遺文中に『扶桑略記』の逸文のあることを考証したが該当項目では述べられていない。拙稿「『扶桑略記』逸文再考」(『永島福太郎先生退職記念　日本歴史の構造と展開』山川出版社　昭和五十八年)

(4) 立正大学日蓮教学研究所編、身延山久遠寺発行　昭和四十年、尚、『日蓮聖人真蹟集成』第九巻(法蔵館、昭和五十一年)三十三頁以下に真蹟写真が掲載されている。

(5) 三戸勝亮著　ピタカ　昭和五十三年

(6) 日蓮聖人六百五十遠忌報恩記念会編集　守屋貫教著　日本仏書刊行会　昭和四十九年

(7) 師子王文庫編集部編　山喜房仏書林　昭和四十三年

(8) 『仏書解説大辞典』第十一巻　大東出版社　昭和四十二年、参照。

(9) 本山本満寺発行、昭和五十一年、『録内拾遺』では大橋太郎を平通貞、その子を貞経とするが、後掲の東大史料編纂所蔵『大橋家伝並系図』とは異っている。相違についての考証は今後に俟ちたい。

(10) 『補訂版　国書総目録』第一巻　岩波書店　平成元年、同写本の原題は『大橋系図并伝平姓』である。

(11) 『肥後古記集覧』は、熊本市史関係資料集　第四集として平成十二年三月に熊本市により刊行されている。同書「刊行にあたって」参照。

(12) 『大橋家伝』は、註(11)引用書による。

尚『肥後古記集覧』の編者の大石真麿は、寛政二年(一七九〇)生、天保八年(一八三七)八月二日没、四十八才。魚住藤右衛門の次男で大石氏の養嗣となる。経歴は熊本藩士、穿鑿所目付、郡代、天守方目付を務めた。百五十石。長瀬真幸に学んだ。『国書人名辞典』第一巻(岩波書店、平成五年)による。

(13) 浅井要麟『日蓮聖人教学の研究』(平楽寺書店　昭和四十八年)第七章第一節　承久書の研究、参照。尚、日蓮聖人が『平家物語』を読まれたか否かについて、岡元錬城『日蓮聖人遺文研究』第二巻(山喜房佛書林　平成五年)中、「日蓮聖人書状『神国王御書』の研究―その系年と対告書について―」の中で、「『平家物語』享受・非享受論の見地から」(同書一八〇頁)の論述がある。

(14) 註(13)引用書中「源頼朝に対する日蓮聖人の論評―御遺文研究の一方式―」(同書　六六四頁)による。

(15) 新訂増補　国史大系　第三十二巻　吉川弘文館　昭和七年

(16) 註 (15) 引用書

(17) 『新訂　寛政重修諸家譜』第十六（続群書類従完成会　昭和四十年）

(18) 註 (11) 参照。太田亮『姓氏家系大辞典』第一巻（角川書店　昭和三十八年）「大橋」の項、参照。

(19) 『標註草山集』（本山本満寺発行　昭和五十二年）巻十二　呉之一一　による。

(20) 石川教張「日蓮聖人と故事説話」（石川教張・河村孝照編『日蓮聖人大事典』国書刊行会　昭和五十八年　所収）。若江賢三・小林正博共著『日蓮の説いた故事・説話』（第三文明社　平成十六年）参照。

(21) 拙稿「『鎌倉遺文』所載の『日蓮聖人遺文』について」（『興隆学林紀要』第十二号）参照。

本稿で検討している『南条殿御返事』は、『鎌倉遺文』古文書編第十六巻（竹内理三編　東京堂出版　昭和五十四年）に、一二三一一号文書「日蓮書状」として掲載されている。

両遺文を比較対照してみると、『日蓮遺文』は仮名に濁点を打っているが、『鎌倉遺文』は全く打っていない点が大きな違いである。他所の相違については次掲のような箇所がある。尚、行数は各々本文の一行目からの数である。

頁	行	日蓮遺文	頁	行	鎌倉遺文
1170	4	とかれ候	249上	5	とかれて候
1171	10	ゆひのはま	249下	14	ゆいのはま
1171	13	なれしかば	250上	1	なれしか
1173	3	いえへかへる	250下	8	いえゝかへる
1174	8	一々に申けり。をさふらひに	251上	16	一ゝに申けりを、さふらひに
1175	6	さる事とは	251下	16	さる事とわ
1175	6	丸は身にあたりて	251下	16	丸に身にあたりて

（傍点引用者）

〈キーワード〉 日蓮遺文　大橋太郎　南条時光　孝子譚　吾妻鏡

付記

本稿は平成二十三年九月開催の法華宗教学研究所総会において口頭発表したものである。

本稿作成に際して『大橋家傳并系図』の閲覧を許可された東京大学史料編纂所ならびに史料調査に御指導賜った同所中世史料部助教村井祐樹先生に御礼申し上げます。